地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての届出書 (案)

西東京市長 様

所在地 届出者 事業者名 代表者名

印

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として以下のとおり届け出ます。

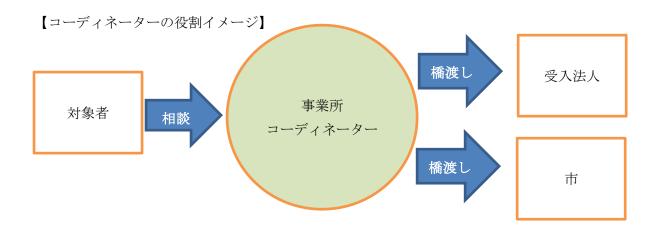
区分	1 新規 2 変更 3 廃止
事業所の名称	
事業所の所在地	₸
事業所の電話番号	
事業所番号	
事業の種類	
地域生活支援拠点等として担う機能	①相談 ②緊急時の受け入れ・対応③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成⑤地域の体制づくり

※添付書類:運営規程の写し

地域生活支援拠点の位置づけ(案)

◆自治体として地域生活支援拠点の位置づけをすることで、別紙の加算の請求をあ げることが可能となります。

本市として地域生活支援拠点の位置づけをするにあたっては、各事業所毎に地域生活支援拠点のコーディネーターを置いていただくことを条件とさせていただきたいと考えております。コーディネーターの役割としては、緊急事業・体験事業利用時における対象となる方、受入法人、市への情報提供や利用に関する調整、必要に応じて調整会議への出席等を想定しております。



○西東京市における地域生活支援拠点コーディネーターの配置計画(案)

年	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
,	DARO LIX	HAH I I IX	17401/2	
度				以後
酉己	●社会福祉法人	●基幹相談支援	●指定特定相談	●居宅関係
置	睦月会	センター	支援事業所	事業所 等
機		えぽっく		
関	●西東京市		●指定障害児相談	
	基幹相談支	●地域活動支援	支援事業所	
	援センター	センター		
		ハーモニー	●指定地域移行	
		●地域活動支援	支援事業所等	
		センター		
		ブルーム		
		●西東京市保谷		
		障害者福祉セン		
		ター		